

# 風致地区の緑化基準の概要

## 1 緑化基準

緑化基準	緑地率	特例
I	30%	
II	20%	特例1適用
III	10%	特例1・2適用

特例1 芝等地被植物のみが植栽される土地についても、その面積に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することが出来る。ただし、この場合緑地面積の2分の1を限度とする。

特例2 プランター、植木鉢(壁掛型のものを含む)等簡易なものによる緑化についても、その垂直投影面積に0.1を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。

## 2 緑地面積の算定

項目	内容
(1) 単独木	①高木は1本あたり3㎡とする。 ※ただし、現況及び植栽時において樹高が3mを超えるものについては、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。 ②中木は1本あたり1㎡とする。(※高木と同様) ③低木はその樹冠投影面積とする。 (1本あたり0.6㎡として算定することができる)
(2) 緑地帯	区画して植栽された土地の面積。
(3) 生垣	生垣の幅に長さを乗じた土地の面積。ただし、生垣の幅は0.6mとして算定することができる。
(4) ベランダ緑化	ベランダに植枒等(簡易な物は除く)を設置して樹木(樹高0.6m以上のものに限る)を植栽したものについては、その幅を1mと換算し、延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ただし、この場合、ベランダの高さは地上からおおむね10m以下のものとする。
(5) 壁面緑化	ツル植物で生長時に建築物の外壁全体を覆うように植栽したものについては、その高さを1mと換算し、水平方向の延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合、壁面緑化最高部から最低部までの幅がおおむね3m以上のものとする。
(6) 屋上緑化	建築物の屋上部における緑化面積は、高さが地上から15m以下の場所にある屋上を緑化した場合に限り、その面積に0.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。
(7) 残存緑地に対する割増し	①単独木の場合は、(1)により算出した面積に、1.5を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ②樹林又は群植の場合は、樹冠投影の外縁を結んだ土地の面積に、2.0を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 ※移植の場合は、残存緑地ではなく新規植栽となる。
(8) 接道緑化に対する割増し	接道部における緑化については、(1)から(5)まで算出した面積に、1.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、残存緑地に対する割増しとの併用はできないものとする。

## 3 用語の定義

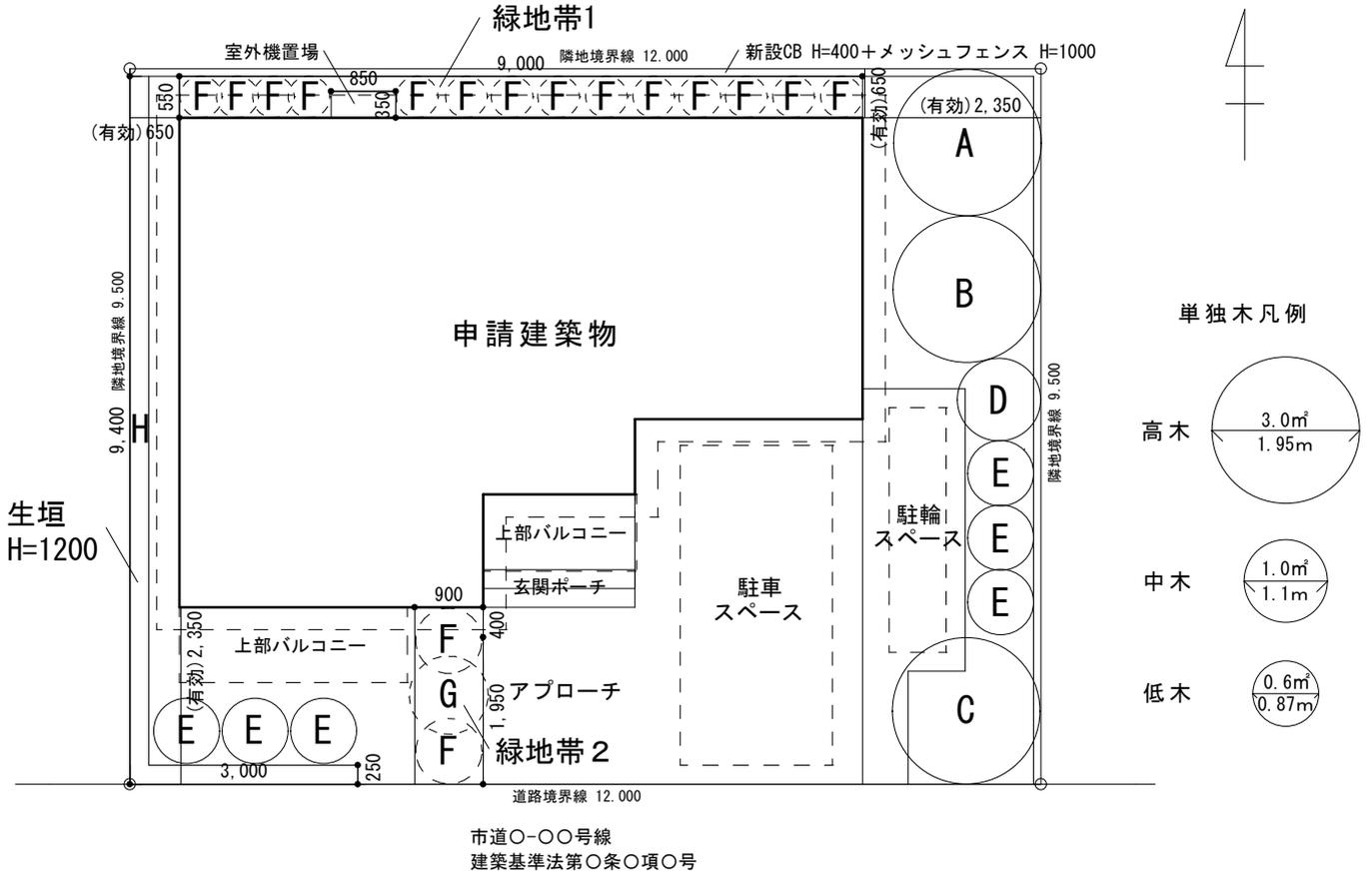
- (1) 緑地……縁石等で区画された樹木などで覆われている土地並びに植栽された樹木等と一体をなす池、花壇及び地被植物が植栽された土地をいう。ただし、窓先空地等で地被植物のみの植栽地及び主として運動競技等の目的に利用される芝地等を除く。
- (2) 緑地率……緑地面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (3) 高木……成木時の高さが5mを超える樹木をいう。(植栽時において高さが1.5m以上必要)
- (4) 中木……成木時の高さが3mを超える樹木をいう。(植栽時において高さが1m以上必要)
- (5) 低木……高木、中木以外の木竹をいう。(植栽時において高さが0.3m以上必要)
- (6) 地被植物……芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ植物等をいう。
- (7) ツル植物……ツタ類、カズラ等の木性ツル植物をいう。
- (8) 樹冠及び樹冠投影面積……樹木の枝葉の広がりを樹冠、樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積という。ただし、徒長枝を除く。

# 緑化計画図の記載例

※C地域 準狭小宅地 建ぺい率緩和有  
壁面後退距離2方向緩和（隣地）の場合

## ○作成時の留意点

- ・植栽や建築物等は、重ならないよう配置する。（単独木の樹冠の下に位置する小規模な工作物又は建築設備等は、単独木との重なりを認める。）
- ・単独木は、凡例の直径の円で表記する。
- ・植栽は可能な限り生育に適し、将来に渡り維持され得る箇所に配置する。
- ・植栽表には、植栽時の樹木の高さを記載する。（既存樹木を残存させる場合は、現況高さを記載する。）
- ・緑地面積の接道割増は、道路境界線に接する植栽が対象となる。



市道〇-〇〇号線  
建築基準法第〇条〇項〇号

○敷地面積 114.00㎡ ○緑化基準 緑地率20%

・必要緑地面積	114.00 × 0.2 = 22.80㎡	
・計画緑地面積	高木 (既存) 1本 × 3.0㎡ × 1.5	= 4.50㎡
	(新規) 1本 × 3.0㎡	= 3.00㎡
	(新規・接道) 1本 × 3.0㎡ × 1.2	= 3.60㎡
	中木 (新規) 1本 × 1.0㎡	= 1.00㎡
	低木 (新規) 6本 × 0.6㎡	= 3.60㎡
	緑地帯1 (新規) 9.0m × 0.55m - 0.85m × 0.35m	= 4.65㎡
	緑地帯2 (新規・一部接道) 0.9m × 1.95m × 1.2	
	+ 0.9m × 0.4m	= 2.46㎡
	生垣 (新規) 3.0m × 0.6m × 1.2 + 9.4m × 0.6m	= 7.80㎡
合計		30.61㎡

必要緑地面積 = 22.80㎡ ≤ 30.61㎡  
緑地率 = 30.61㎡ / 114.00㎡ × 100 = 26.85% ≥ 20% . . . OK

### ※緑地帯の留意点

- ・緑地帯に植栽する樹木の単独木換算した面積の合計が、緑地帯として区画した面積を上回るようにする。  
例：緑地帯1 9.0m × 0.55m - 0.85m × 0.35m = 4.65㎡ ≤ 低木14本 × 0.6㎡ = 8.40㎡ . . . OK
- ・樹木の成長後に、樹冠が緑地帯を概ね覆うようにする。  
※緑地帯内の樹木は、成長後の樹冠投影の外縁を結んだ円等で表記する。（樹木の生育に影響の無い範囲での樹冠の重複を認める。）